

ヒロセ株式会社

I 事業場概要（東京本店・白井工場）

- ① 従業員 社員11名 協力業者7社63名（企業全体社員680名・協力会社3,000名）
- ② 業種 建設工事用重仮設鉄鋼製品の加工・賃貸業、建設業、陸上貨物運送事業（重仮設資材のリース・販売を中心に架設、解体、地盤改良等の工事施工）
- ③ 製品 シートパイル、H型鋼、山留材、覆工板、橋梁製品、補強土製品・各種工法

II OSHMS導入に関して

1 これまでの安全衛生活動

建設用金属製品製造・加工、建設業、陸上貨物運送事業と言えば、労働災害の発生ワースト3の業種であり、当社の事業はこれらの要素を全て含んでいる。当社自身は管理業務中心としており、実際の現場作業は協力会社の方々に移管している関係上、第一線で危険と隣り合わせで作業に従事している人達に対して、安全の重要性を周知徹底する難しさを日々実感している。

過去、1967年にZ・D運動、1988年にはTQC活動、そして1992年にRSTトレーナー30名の受講とあわせKY活動及び指差呼称を導入してきた。また、安全は、一人ひとりが安全でなければ企業の安全は確保できないと社長の思いから、社長直筆の『私は安全です』ワッペンを作製され、そのワッペンが日々社員・協力会社従業員全員の胸で安全意識の高揚を促している。こうした災害撲滅運動と日頃の地道な全員による、KY活動及び指差呼称また「ワッペン」作戦を契機に大幅に減少してきた。

しかしながら、ここ10年間は全国で、休業災害・不休災害あわせて年間10件前後発生しており、それが横這い状態となっていたので、本社安全管理室や白井工場において新しい安全対策の手法を模索検討していた。労働安全衛生マネジメントシステム(以下単に「マネジメントシステム」という)導入前における白井工場での安全活動状況は次のとおりであった。

(会社関係の活動)

- ① 毎日 朝 全体朝礼
- ② 毎日 2回 工場長パトロール
- ③ 毎月 1回 本店長パトロール (同行者・本店安全部長、営業又は工務部長、工場部長)
- ④ 毎月 1回 安全衛生協議会 (参加者・本店長、本店安全部長、営業又は工務部長工場部長、安全担当者、協力業者の責任者)
- ⑤ 安全衛生の情報の提供
- ⑥ K Y T・指差呼称の奨励

(協力業者の活動)

- ① 毎日 朝 全体朝礼 (従業員全員)
毎日 朝 業者毎の T・B・M
毎日 朝 各設備・治工具の始業前点検
毎日 朝 K・Y・Tの実施
- ② 毎 週 一斉清掃の実施 (金曜日)
- ③ 毎月 1回 各業者安全衛生委員会 (各従業員全員参加・担当社員参加)
- ④ 毎月 1回 安全衛生協議会 (各責任者出席)
- ⑤ 毎月 1回 各分科会 (教育部・設備部・環境部・運輸部)
- ⑥ 年 4回 クレーン・玉掛け作業の実地再訓練

2 MS導入の経緯

前記のとおり、全社の労働災害発生状況が10年来横這いで、その災害の発生内容も類似していたり同種のものと考えられる場合が殆どであり、安全活動の形骸化、マンネリ化が安全管理室においても指摘されていた。また、会社の存続にも影響を及ぼすような長引く経済不況により、事業のあり方の見直しと会社全般に亘るリストラクチャリングの実施から、安全衛生専任者不在の部門が増加するという事態が平行して進んでいた。

こういった状況を打開すべく、安全は全員が参加、参画して初めて成るものという安全衛生の基本原点に立ち帰り、安全管理室にて会社全体の安全衛生管理体制を抜本から見直していた。

マネジメントシステムが厚生労働大臣から告示されたのは、折りしもこのような検討を重ねている最中であった。直ちに、中央労働災害防止協会主催の各講習会を受講してマネジメントシステムの内容を理解した結果、当社の実施すべき内容と進むべき方向が明確になり、まずは社長以下経営上層部に安全衛生マネジメントシステムの必要性を再三説明を

した。

安全は企業の根幹を揺るがす重要なことであり、一人ひとりが安全に対して意識を持ち、専任安全管理者のノウハウに頼るだけでなく関係者全員が共有できるシステム管理は導入すべきだ、と社長から強い意思表示がなされた。これを受け、関係幹部全員に周知を図る為、12年10月の本社安全衛生委員会に導入議案を提出。同委員会に於いて承認を得て、平成13年4月1日付けでキックオフ宣言となった。

・ 本社安全衛生委員会の導入議案にて説明したことは

- ① 労働安全衛生システムの必要性について
- ② 労働安全衛生マネジメントシステムの概略
- ③ 新たな制度を作るのではなく、現在あるものを見直しシステム的に関係者が誰でも分かるようにする
- ④ 定着には4～5年かけて、地に足がついたシステムを構築する（短期では形式的になる）

3 導入の体制の整備

マネジメントシステム導入の体制整備では、安全管理室にて労働安全衛生マネジメントシステム実施の「手引書」を作成した上、全国の本支店を平成13年3月中に訪問し、本支店長をはじめ幹部社員を対象に説明会を開催した。

マネジメントシステムの導入のための整備において人員面については、前記したような現状の厳しい事情から即新体制に移行することが困難であった。そのため、現状の人員体制において、各社員に安全と生産は一体である事の理解を求め、安全衛生の各階層の役割と責任を明確にして、現状業務の中にマネジメントシステムを取り入れるよう指導していった。

また、全国の工場に対し、モデル事業所の募集を行い、これに候補として名乗りをあげた4工場（大阪、名古屋、福岡、白井）のうち、白井工場を今回のモデル事業場指定して、同工場長から協力会社の人々を含め全員にOSHMSの具体的内容を説明を行った。

4 初期状態の把握、および文書の作成

モデル事業所に指定された白井工場のマネジメントシステム導入前は、安全対策において一通りの関連書類は存在しているが、組織的な動きが出来ていない状態であった。年間、月次、週次、日常の各レベルにおける計画に基づく実施項目等について、言わば無難に実施されており、工場全体としては内容的にも計画どおりであると錯覚していた。

マネジメントシステムの観点で改めて白井工場の活動を見直しをすると、個々の書類、

行動計画等は存在するが、全体としての連携(流れ)がなく体系的な活動とはなっていなかった。また、専任の安全担当者不在の為、単独で動いていたり、また現業業務との兼務であったり、工場長の仕事となっており、どちらかといえば誰かがするだろうとみんなが思い、強いて言えば全員が消極的で、責任の所在が明確ではなかった。

この状態を変革するためにまずは、現在システムの不十分な規定・手順書等の整備と従来からある各種書式の整備に着手した。具体的には、実用的かつ相互関連性のあるものに変更するという観点から、マネジメントシステムに沿った順序で既存の書類を3項目に分類すると共に同時にシステム構築に必要な道案内的な書類を作成した。

- ① そのまま活用できるもの
 - ② 少し手を加えて活用できるもの
 - ③ 新規に作成整備するもの
- } の3項目に分類をした。
- ④ 労働安全衛生マネジメントシステムの「手引書」を作成した。
 - ⑤ ヒロセ労働安全衛生マネジメントシステム「マニュアル」を作成した。
 - ⑥ 「手引書」及び「マニュアル」に基づき、白井工場を始め各店のシステム構築に向け指導・講習会を展開した。

5 監査方法

マネジメントシステムは、4～5年で定着させる中期計画のため、最初から50～60の監査チェック項目を実施せず、基本的な14項目を2年目から安全管理室のメンバーが監査していった。

システム監査の実施方法については、まだ完成していないことを前提として下記の14項目を監査をし、出来ていないもの・形式的で血の通っていないもの等、悪さ加減の洗い出しを敢えて実施した。

それらの項目について、他店で実施している好事例や関係書類を持参して説明すると共に再講習会を開催した。

(14項目のシステム監査チェックリスト)

- ① 方針管理(店・部門)
- ② 危険有害要因の特定
- ③ 実施事項の特定
- ④ リスクアセスメント手法の活用
- ⑤ 目標及び計画
- ⑥ 労働者の意見の反映
- ⑦ 日常の職場の安全活動

- ⑧ 安全衛生管理組織
- ⑨ 安全衛生教育
- ⑩ 協力会社への安全衛生指導・援助
- ⑪ 文書管理
- ⑫ 緊急時の対応基準
- ⑬ 点検・改善・対応・チェック等
- ⑭ 災害防止・再発防止対策

3年目からは、システム監査委員に本社総括安全衛生管理者(専務執行役員)常務執行役員・役員監査役と安全管理室メンバーで実施予定です。

6 OSHMS導入による効果及び期待すること

- ① 災害(休業・不休業)ヒヤリ・ハットが35%減少した。
- ② 災害やヒヤリ・ハット等の報告が早くなった。
- ③ 全員が安全に対する意識が向上し「指差呼称」の実施率が急上昇した。
- ④ 「身内と思った声掛け運動」が定着しつつある。
- ⑤ 誰でもわかり実施できる安全管理体制に成りつつある。
- ⑥ 生産・品質が向上しつつある。
- ⑦ 企業、事業所、協力業者の健全な経営基盤構築ができる。
- ⑧ 全員参画による安全活動の推進ができる。
- ⑨ ラインの責任者が安全・品質・生産の全ての責任者であるとの自覚が芽生えつつある。

7 今後の課題

- ① システムを構築した後、どのように第一線で働く全員に周知徹底と継続するか
- ② 会社幹部と協力会社社員(会社の代行社員の位置付け)をどのように教育指導するか
- ③ 良いシステムを構築しても、実施する職長クラスの教育を何時・誰が・どのようにするか
- ④ 白井工場のモデル事業所を全店の工場にどのように波及させるか
- ⑤ 担当不在(人員削減)でも、誰でもできるマニュアルの活用方法を誰が指導するか

Ⅲ 結果について

- 1 OSHMS構築を担当した部署、担当者
安全管理室 室長、部長、顧問
白井工場 工場長、工場部長、安全部長
- 2 システム監査を担当する部署
安全管理室
- 3 キックオフまでの準備の状況がわかる資料
マネジメントシステム手引書
- 4 安全衛生規程類の把握及び整備に関するもの
当社安全衛生管理規程 1～12ページ
当社安全衛生管理方針（毎年発行）
- 5 危険、有害要因の洗い出しに関するもの
当社年度別安全状況報告書
当社災害発生一覧表
- 6 安全衛生関係法令について関係する規定の洗い出しに関するもの
当社安全衛生管理方針の別表2～5に示す
 - 1) 作業主任者
 - 2) 作業指揮者
 - 3) 就業制限
 - 4) 点検
- 7 OSHMSに関する規程類、手順書等の作成に関するもの
安全衛生管理方針の中に示す
ヒロセOSHMSマニュアル
- 8 新規に作成した規定類、手順書等を含めた安全衛生規定類の体系的整備に関するもの
白井工場安全衛生協議会組織図(分科会活動含む)
非定常作業の作業手順書

H型鋼の荷扱い、はい割、はい作り作業の手順書

9 安全衛生方針

2004年度本社安全衛生管理方針

1. 従業員の安全衛生は、企業存在の基盤をなすものであり、安全衛生の確保は企業の社会的責任である。我が社は人命尊重、安全最優先の企業理念に基づき、安全で快適な職場環境の形成を目指す。
2. 労働災害ゼロを目指し、職場のあらゆる危険有害要因を排除するため、全社員及び関係協力会社並びにその従業員の参加により、安全衛生活動の活性化を図り、安全衛生の確保とその水準の向上に努める。
3. その展開に当たっては、労働安全衛生関係法令及び我が社の安全衛生に関する規定・基準等を遵守する。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムを事業活動及び施行管理の仕組みと一体化してその実施・運用及び改善を図る。

10 安全衛生目標

1. 共通目標

- (1) 災害ゼロ
- (2) 快適な職場づくり
- (3) 健康の保持及び増進

2. 本年度の部門別 重点目標

(1) 工務部門

- ① クレーン・車両系建設機械及び高所作業車による災害の防止
- ② 転落・墜落による災害の防止
- ③ 交通災害の防止

(2) 工場部門

- ① 修理・加工・荷扱い作業による災害の防止
- ② クレーン作業による災害の防止
- ③ トラック等運搬車両による災害の防止

(3) 社員

- ① 安全衛生管理に関する能力向上
- ② 交通労働災害の防止

(4) 労働安全衛生活動と健康保持、増進の推進

3. ヒロセOSHMS 目標

(1) 指差呼称活動の推進

各カンパニーは、傘下の工場工事現場毎に、前年の項目に加えて少なくとも一点以上の指差呼称項目及び実施要領を設定し、確実に実行させる。

10-1 東京本店・白井工場

◇白井工場方針

P、D、C、Aサイクルを回し全員で職場の危険要因を排除し「災害ゼロ」を勝ち取ろう

- (1) 運転手送り出し教育及び先方車入場時教育の実施
- (2) 「身内と思った声掛け」運動の推進
- (3) 指差呼称の定着に向け推進を図る
- (4) 労働安全衛生マネジメントシステムの定着

◇重点実施項目

- (1) 職場自主活動の推進
- (2) 設備点検の実施
- (3) 安全衛生パトロールの強化
- (4) 安全衛生教育の実施
- (5) 健康診断の完全実施
- (6) 環境測定の実施

上記項目に各々3～4の具体的実施項目あり、5W1Hにて計画表作成されている。

11 安全衛生計画等

年間安全衛生管理計画（安全管理室・各店各部門）

白井工場管理計画、別紙による

12 その他

ヒロセ安全管理に関する文書

1. 安全衛生管理規程
2. 安全衛生管理方針
3. OSHMS実施マニュアル
4. システム監査実施要領書
5. 安全管理一般
6. 安全衛生基準書
7. 工場業務必携(マニュアル)安全管理編

8. 緊急事態への対応
9. 建設部門作業標準書
10. 危機管理マニュアル・大規模災害対策と対応
11. トラック運転者・安全作業マニュアル
12. 構内作業車両取り扱い要領
13. 危険物管理マニュアル
14. 安全衛生手帳
15. 各種点検マニュアル（日常・週間・月間・年間）
16. 災害・ヒヤリ・ハット報告一覧表
17. 災害報告書
18. 健康診断実施記録
19. 特殊健康診断実施記録
20. 就労記録
21. パトロール実施記録（是正指導書付き）
22. ヒヤリ・ハット事例集
23. 本社安全衛生委員会議事録始め各種会議議事録
24. 職長教育他教育 等々

ヒロセ OSHMS
(マネジメントシステム)
マニュアル

ヒロセ株式会社

平成15年1月15日

目 次

第1	総 則-----	77
	1. 目 的	
	2. 適用範囲	
	3. 遵守義務	
	4. 制定及び改訂	
第2	用語の定義-----	77
	1. 労働安全衛生マネジメントシステム	
	2. 安全衛生方針	
	3. 安全衛生目標	
	4. 安全衛生計画	
	5. 緊急事態	
	6. システム監査	
第3	安全衛生方針-----	78
	1. 会社の安全衛生方針	
	2. 安全衛生方針の周知方法	
	3. 本支店長の安全衛生方針	
	4. 各部門長の安全衛生方針	
第4	危険要因又は有害要因の特定及び実施事項の特定-----	79
	1. 危険要因等の例	
	(1) 工場関係	
	(2) トレーラー等への荷積み関係	
	(3) トレーラー等からの荷卸し関係	
	(4) トレーラー等による運搬時関係	
	(5) 建設工事現場関係	
	2. 具体的な特定の方法	
	(1) 要因の羅列・抽出	
	(2) 優先順位の判定	

	(3) リスクアセスメント手法	
	3. 実施すべき事項の特定の方法	
	4. 特定の際の審議・決定機関等	
第5	安全衛生目標の設定 -----	81
	1. 設定上の留意点	
	2. 設定時期	
	3. 審議決定機関等	
第6	安全衛生計画の作成 -----	82
	1. 作成上の留意点	
	2. 審議決定機関等	
第7	社員・協力業者の意見の反映 -----	82
第8	安全衛生計画の実施及び運用 -----	83
第9	体制の設備 -----	83
	1. システム各級管理者	
	2. 各級管理者の役割・責任及び権限	
第10	文書化及び文書の管理 -----	85
	1. 目 的	
	2. マネジメントシステムにより文書化すべき対象及び当社の状況	
	3. その他当社の安全衛生管理に関する文書	
第11	緊急事態への対応 -----	89
	1. 労働災害発生の急迫した危険がある場合	
	2. 災害が発生した場合	
	3. 大規模災害が発生した場合	
	4. 不休災害又はヒヤリハット事例について	

第12 日常的な点検・改善等 -----	90
1. 日常的な点検・改善等	
2. 安全衛生計画の実施状況等について	
3. 労働災害・事故等発生時の原因調査・問題点の把握及び改善	
第13 システム監査 -----	91
1. 目 的	
2. システム監査の種類	
3. システム監査員	
4. 本社システム監査の実施要領	
5. 本支店等システム監査の実施要領	
6. システム監査の実施結果	
第14 記 録	
1. 趣 旨 -----	92
2. 保存期間等	
3. 本社安全管理室の主な記録	
第15 システムの見直し -----	94
1. 時 期	
2. 審 議	
3. 報 告	

第1 総 則

1. 目 的

このマニュアルは、ヒロセ株式会社（以下「会社」という）が、労働安全衛生マネジメントシステムの確立と運用により、安全衛生活動を積極的に推進し、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

このマニュアルの適用範囲は、各本支店の工務部門・工場部門・補強土事業部及び橋梁部門（以下「各部門」という）とする。

3. 遵守義務

会社（工場及び橋梁部の協力業者を含む）の従業員は、それぞれ会社の立場でこのマニュアルに沿った業務運営を行うと共に、定められた事項を遵守する義務を負う。

4. 制定及び改訂

このマニュアルは安全管理室が作成、総括安全衛生管理者が審査し、社長が承認する。変更・改訂の場合も同様とする。

第2 用語の定義

このマニュアルの用語の定義は、以下のとおりとする。

1 労働安全衛生マネジメントシステム

会社が労働者の協力の下に、計画（P）⇒ 実施（D）⇒ 評価（C）⇒ 改善（A）という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業場における労働災害の潜在的な危険性を低減すると共に、労働者の健康の保持増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とした新しい安全衛生管理の仕組みをいう。

2. 安全衛生方針

会社における安全衛生水準の向上を図る為に、社長が表明する安全衛生に関する基本的な考え方をいう。

3. 安全衛生目標

安全衛生方針に基づいて、社長・本支店長及び各部門長が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。

4. 安全衛生計画

社長・本支店長及び各部門の長が工場又は職場における、危険又は有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成する為の、具体的な実施事項・日程等について定める計画をいう。

5. 緊急事態

労働災害発生の急迫した危険がある状態又は現に労働災害が発生した状態をいう。

6. システム監査

労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、運用されているかどうかについて安全衛生計画の期間を考慮して、社長・本支店長及び各部門の長が行う調査及び評価をいう。

第3 安全衛生方針

1. 会社における安全衛生方針

会社における安全衛生方針は、既に 2001 年度（平成 13 年度）安全衛生管理方針の冒頭に「基本方針」として次のとおり表明されているので、これをもって会社の安全衛生方針とする。

- (1) 従業員の安全衛生は、企業存在の基盤をなすものであり、安全衛生の確保は企業の社会的責任である。我社は人命尊重、安全最優先の企業理念に基づき、安全で快適な職場環境の形成を目指す。
- (2) 労働災害ゼロを目指し、職場のあらゆる危険有害要因を排除する為、全社員及び関係協力業者並びにその従業員の参加により、安全衛生活動の活性化を図り、安全衛生の確保とその水準の向上に努める。
- (3) その展開に当たっては、労働安全衛生関係法令及び我社の安全衛生に関する規定・基準等を遵守する。
- (4) 労働安全衛生マネジメントシステムを事業活動及び施工管理の仕組みと一体化させて、その実施・運用及び改善を図る。

2. 安全衛生方針の周知方法

毎年度作成する会社の冊子「安全衛生管理方針」の冒頭に掲げ、全社員及び協力業者に配布すると共に、本社安全衛生委員会・本支店安全衛生委員会・工務安全衛生協議会・工場安全衛生協議会その他各種の機会をとらえて社員及び協力業者の従事員に周知させることとする。

3. 本支店長の安全衛生方針

会社の安全衛生方針に沿ったもので、各本支店長の地域的特徴等を織り込んだものを定める。冊子・掲示板・ポスター・配布物等により、周知徹底する。

4 各部門長の安全衛生方針

会社の安全衛生方針に沿ったもので、各部門の特徴等を織り込んだものを定める。
3. に準じて、周知徹底する。

第4 危険要因又は有害要因の特定、及び実施事項の特定

1. 危険要因又は有害要因として当社の場合、例えば次のようなものが考えられる。

(1) 工場関係

- イ 鋼材等のハイや積荷の上からの墜落・転落
- ロ 鋼材等のハイや積荷の崩壊・落下（過去に死亡災害発生）
- ハ クレーンで吊った鋼材等の荷振れ・衝突・飛来・落下
- ニ ワイヤー・チェーン・フック・ハッカー・クランプ等の切断・外れ・飛来・ひっかけ
- ホ ワイヤーと荷、荷とバン木、荷と荷との間への挟まれ
- ヘ 機械・設備等による挟まれ、巻込まれ
- ト アーク溶接機等による感電
- チ ガス溶接作業時の爆発・火災・火傷
- リ 粉じん吸入によるじん肺症
- ヌ 有機溶剤含有塗料等による有機溶剤中毒

(2) トレーラー等への荷積み関係

- イ クレーン・吊具等と積荷との接触による鋼材等の落下
- ロ 荷締め作業時の積荷や荷台、あおりからの転落・墜落
- ハ トレーラー等の暴走による激突・横転・荷崩れ

- (3) トレーラー等からの荷卸し関係
 - イ 荷台の傾きによる積荷の崩壊・落下
 - ロ その他、前記(2)に準ずるもの
- (4) トレーラー等による運搬時関係
 - イ 急ブレーキ、急カーブ、急発進による荷崩れ・横転
 - ロ スピードオーバー等による交通災害
- (5) 建設工事現場関係
 - イ 高所からの墜落・転落
 - ロ クレーンの吊り荷の落下・激突
 - ハ 支保工の破壊・崩壊
 - ニ 各種重機との接触・衝突・挟まれ

2. 危険要因又は有害要因の具体的な特定の方法

(1) 要因の羅列・抽出

前記1及び次の事項を参考にして、各本支店・各部門としての潜在的な危険要因又は有害要因を羅列・抽出してみる。

- イ 過去の死亡、重大災害の例（重大災害とは一時に3名以上が被災したものをいう）
- ロ 過去の休業災害、又は不休災害の例
- ハ 過去のヒヤリハット事例
- ニ 同業者の災害事例
- ホ 安全パトロール結果

(2) 優先順位の判定

羅列抽出した全ての要因について、リスクアセスメント手法により評価して、危険・有害性の緊迫度と対応の優先順位を判定する。

(3) リスクアセスメント手法

リスクアセスメント手法は、次の手順で行う。

- イ 羅列・抽出した全ての要因について、それによる「危険の可能性」（表頭）と「危険の重大性」（表側）を当てはめ、次の表の該当する数値を割り振る。

区 分				危害の可能性			
				確実に起きる	可能性が高い	可能性がある	ほとんどない
				a (6)	b (5~4)	c (3~2)	d (1~0)
危 害 大 の 性	一 番 重 い 事 象 で 評 価	致命傷災害 (10~8)	I	16	15	12	8
		重大災害 (8~5)	II	14	13	10	5
		軽度災害 (5~2)	III	11	9	6	3
		上記に満たない災害 (2~0)	IV	7	4	2	1